

## 1 はじめに

本市のまちづくりの基本方針の一つである「みんなが主役となる協働・自立のまち」の実現に向けて、多様な主体の連携による協働のまちづくりを推進するため、「まちづくり支援基金」を活用した「市民提案によるまちづくり支援事業」により、自主的に企画し、主体となって活動する市民活動団体などを応援します。

## 2 事業概要

個性豊かで魅力ある地域づくりが効果的に進められるよう、市民活動団体などから提案事業を募集し、公開プレゼンテーションやヒアリング調査等による審査を実施し、提案事業が採択された市民活動団体などに対して、その実施事業に係る経費の全部又は一部を、「みんなで育て鯛！まちづくり支援補助金」として交付します。

## 3 提案できる事業の要件

補助対象となる活動は、市民の福祉向上又は公益上必要と認められ、その目的を実現させるための事業とします。

### 【この要件を満たす事業】

- ① 市内で実施される事業であること。
- ② 国や他の地方公共団体、本市の他の補助金交付対象となる事業でないこと。  
※過去の「ふるさと創生地域づくり事業補助金」や旧天津小湊町の「まちづくり補助金」は、実績にカウントしないものとします。
- ③ 令和7年3月下旬までに完了する事業であること。  
※特定の団体や個人のみが利益を得るような事業、地区住民の交流会・親睦会的な事業、公序良俗に反する事業は対象となりません。

## 4 提案書類

- 提案書：次に掲げる全ての書類を各1部作成・提出していただきます。
  - ① みんなで育て鯛！まちづくり支援事業提案書（別記第1号様式）
  - ② 事業計画書（別紙様式1又は2及び3）
  - ③ 収支予算書（別紙様式4又は5）
  - ④ 活動実績調書（別紙様式6）
  - ⑤ 規約等（はじめ鯛！コースに限り、定めていない場合は団体の概要がわかる書類）
- 書類の配布：市役所1階の市民福祉部市民生活課で受領又は市ホームページからダウンロード
- 提案の相談：**事前に電話予約**をお願いします。  
市民福祉部市民生活課 協働推進係（電話：04-7093-7822）

## 5 補助金のコース

「みんなで育て鯛！まちづくり支援補助金」には、次の2つのコースがあります。

名 称	はじめ鯛！コース	発展させ鯛！コース
趣 旨	これからまちづくりを始めようとする市民団体などの立ち上げを支援  ※設立から補助金交付申請日までの間に、市及び市の外郭団体から補助金の交付を受けたことがない団体のみ。	現在取り組んでいるまちづくりを一層充実、自立発展させたい市民団体などを支援
補助対象団体	次に掲げる要件を全て備えた市民団体などとなります。 1. 非営利で、自主的・主体的に事業を企画し実施する団体 2. 主たる活動範囲が市内である団体 3. 構成員が5人以上で、その過半数が市内に在住、在勤又は在学する者の団体 ・本事業は、市民活動団体の育成が目的のため、観光協会、商工会、農協、漁協、森林組合等は、対象団体とはなりませんのでご了承ください。 ※それらの団体の構成員でも、5人以上の有志が新たに団体をつくり提案をすることは可能です。 ・団体を構成する年齢要件は、16歳以上とします。未成年のみで団体を構成する場合は、保護者・学校の先生等が代表者として参画してください。 4. 組織の運営に関する規約などがある団体 (はじめ鯛！コースにおいては、実績報告までに提出することで可)	
補助金額	10万円以内	50万円以内
補助率(限度額)	10/10 (10万円)	・1回目(年次) 10/10 (50万円) ・2回目(年次) 2/3 (33万3千円) ・3回目(年次) 1/2 (25万円)
(補助率とは)	補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額からまちづくり事業に伴う収入を除いた額に補助率を乗じて得た額とする。(千円未満の端数は切捨て) ただし、その額が限度額を超えるときは、限度額とする。	
交付回数	1団体1年度につき1回【1回限】	1団体1年度につき1回【3回限】
補助金を受ける条件	・書類審査の結果、対象事業として採択を受けること。 ・公開プレゼンテーションに出席し、「発展させ鯛！コース」提案団体の発表を見学すること。(ヒアリングが実施される場合があります。)	・公開プレゼンテーションにおいて、実施する事業の概要を発表し、審査の結果、対象事業として採択を受けること。
	・連絡会議において、活動概要や進捗状況などを報告すること。 ・実施事業の進捗状況等を確認するため、ヒアリングを実施します。 ・来年実施予定の公開の活動報告発表会において、活動の成果を発表すること。	

※ポスター・チラシなどの印刷物や、報道機関などに情報発信する場合は、「みんなで育て鯛！鴨川市まちづくり支援補助金を活用しています。」と明記してください。

## 6 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、対象事業を実施するために直接必要な経費のみです。団体の維持・運営などの経常的な経費、不動産の取得や家賃等、事業に直接関係ない経費や補助することが適当でないと認められる経費のほか、領収書等により支払いの確認ができない経費は対象となりません。

また、補助金交付決定日（令和6年5月中旬頃を予定）から事業完了日までに支出される経費が対象となりますので、ご注意ください。

経費の項目	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
人件費	・ イベント駐車場の誘導員など、臨時に必要な人件費	・ 団体構成員に対するもの
報償費	・ 外部講師、専門家への謝礼等	・ 団体構成員に対するもの
旅費	・ 旅費、交通費	・ 団体構成員に対するもの
消耗品費	・ 単価1万円未満の用紙、封筒、文具類、テキスト等、事業実施に直接必要なもの	・ イベントや大会等での記念品、賞品 ・ 外部講師等への手土産
食糧費	・ 外部講師、専門家、ボランティアへの弁当や食事代、会議用茶菓	・ 団体構成員や参加者に対するもの
燃料費	・ 草刈機、借り上げ車両の燃料費	・ 団体及び構成員の所有施設の灯油代や経常的に使用する車両の燃料費
印刷製本費	・ チラシ、ポスター、広報誌等の印刷 ・ 資料のコピー代、写真現像代等	
光熱水費	・ イベントで使用する電気・水道・ガス料金	・ 団体及び構成員の所有施設の電気・水道・ガス料金
通信運搬費	・ 募集案内や会議資料等を送付するための切手、ハガキ、宅配便、荷物送料等 ・ 資材やリース機械等の運搬費	・ 団体施設や構成員の電話代 ・ 構成員間の通信費
手数料	・ 振込手数料、検査手数料 ・ イベント看板の設置・撤去手数料等	
保険料	・ イベント等の参加者、スタッフ等を対象とした傷害保険料、損害賠償保険料	・ イベント参加者が任意で加入した傷害保険料 ・ 火災や地震等家屋に係る保険、車両に係る保険の保険料
委託料	・ ホームページの作成など、専門的な技能を必要とし、団体構成員では行えない業務等	
使用料 賃借料	・ 会議室やイベント会場、車両の借り上げ料、機器・機械のリース料 ・ 事業実施に必要な研修に係る有料道路通行料、駐車料金	・ 団体及び構成員の所有物や施設に対する使用料 ・ 団体の構成員による打合せ、会議等に係る使用料
原材料費	・ 工作物や製造等に使用する資材、原材料、食材等	
備品購入費	・ 単価が1万円以上で、その性質上比較的長期にわたり使用される備品	・ 1品3万円を超える部分 (補助限度額3万円)

## 7 提案書の受付期間

### 令和6年1月16日（火）から令和6年2月13日（火）まで

- ・市役所1階の市民福祉部市民生活課へ提案書一式を直接持参してください。
- ・受付の際、提案書の内容を確認し、必要に応じて聞き取りをさせていただきます。
- ・修正をお願いする場合がありますので、事前にご相談ください。

## 8 採択

公開プレゼンテーションやヒアリング調査等による審査を行い、市長は予算の範囲内で補助対象事業を決定します。

## 9 公開プレゼンテーション

活動団体が自ら実施する提案事業を、公開プレゼンテーションで10分程度発表していただき、その後質疑を行います。（パネル、パワーポイントの使用など、発表方法は自由です。）

発表時間は、提案数に応じて短くなる場合があります。詳細は、後日お知らせします。

日程：令和6年4月中旬頃を予定

※当日欠席した場合は、辞退したこととみなします。

## 10 事業の流れ

時 期	活動団体	市
令和6年1月16日（火）～2月13日（火）	事業提案書提出	提案受付
3月下旬～4月中旬		書類審査
4月中旬	公開プレゼンテーション 活動報告会（公開）	審査・採否決定
4月下旬～5月上旬	交付申請	受領
5月上旬～5月中旬	事業開始	交付決定
10月	中間ヒアリング	
令和7年2月	最終ヒアリング	
事業終了後1か月以内又は 令和7年3月下旬まで	実績報告書提出	受領・報告書の確認
		交付確定
	交付請求書の提出	受領
	補助金受領	補助金の交付

### ●概算払い

「発展させ鯛！コース」は、補助金の交付決定額の10分の8以内の額（千円未満の端数は切捨て）を概算払いすることができます。「はじめ鯛！コース」は、事業完了後の支払いのみです。

問合せ先 鴨川市役所1階 市民福祉部市民生活課 協働推進係  
鴨川市横渚1450番地(電話:04-7093-7822)

※今回の募集は、令和6年度事業の提案を事前に受け付けるものです。正式な交付等の手続きは、審査等を経て、別途行うことになります。

よって、当事業の実施に当たっては令和6年度予算の成立が前提となるため、予算措置がなされない場合は、補助に至らないこともありますので、ご承知おきください。